

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う留意事項【障害児関係】

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、要件が変更となった加算のうち下記の加算について、継続して取得する全事業所及び新規に取得する事業所は算定届等の提出が必要です。

令和6年4月30日までに算定届等の提出がない場合は、令和6年4月1日以降当該加算について「適用なし」として取り扱います。当該加算を取得しない事業所は提出不要です。

- ・ 児童指導員等加配加算
- ・ 専門的支援加算（報酬改定後：専門的支援体制加算、専門的支援実施加算）
- ・ 強度行動障害児支援体制加算

【提出期限】（※制度改定のあった加算に限る特例の取り扱い）

(1) 令和6年4月1日から算定開始の場合

令和6年4月30日（火曜日）

(2) 令和6年5月1日から算定開始の場合

令和6年4月30日（火曜日）

(3) 令和6年6月1日から算定開始の場合

令和5年5月15日（水曜日）

⇒令和6年6月以降の算定開始については通常取り扱い通り、加算取得月の前月15日が締め切り

※なお、令和6年4月30日提出期限のものについては、令和6年4月15日以降の提出の場合、データ反映が5月以降となるため、翌月請求や過誤調整が必要となる可能性があります。
あらかじめご了承ください。

※上記加算以外に、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、要件が変更となった加算及び新設された加算の提出期限も同様です。

【提出書類】（※上記の加算について）

- ・ 様式第5号（算定届）
- ・ 算定届の別紙1又は別紙2（障害児通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表）
- ・ 取得する加算の該当別紙（別紙4 児童指導員等加配加算、別紙17 専門的支援体制加算、別紙18 専門的支援実施加算、別紙7 強度行動障害児支援体制加算）
- ・ 参考様式1（勤務形態一覧表）
- ・ 参考様式5（実務経歴証明書）
- ・ 資格証等の写し

【届出様式掲載ページ】（今週中にホームページに掲載予定）

- ・【障害児通所支援】指定に係る各種様式 (ID : 1015912)

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/sinseisyo/dl_syogaisya/1015912.html

【令和 6 年度報酬改定に関する情報の掲載について】

■省令・告示や障害者総合支援法及び児童福祉法関連通知、報酬改定に関する Q&A 等は、厚生労働省及びこども家庭庁のホームページよりご確認ください。

(注意) 加算の届出様式は厚生労働省及びこども家庭庁が掲載しているものではなく、尼崎市ホームページに掲載している様式を使用して下さい。

- ・厚生労働省 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

- ・こども家庭庁 HP

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>

■尼崎市のホームページ（令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等について）においても報酬改定に関する情報を掲載しています。

- ・尼崎市 HP (ID : 1036494)

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/syogaisya/ziritu/1004198/1036494.html>

※報酬改定に関するご質問は FAX にて受け付けます。

順次対応いたしますので、お時間いただく旨ご了承ください。